不動産売買契約書

	-	的物の表示(登記簿 所 在		地	番	地	B	地	積	持	分
土地	NEAT			-							
	以下余白								пì		
									mi		
	-								m		
	-								m		
			土地面積	合計							
	備考					-		_			_
_											
建	所 在						家屋番号				
	種類			構造			1/.			7	_
	床面積	1 階	т ·	2 階	п		3 階		пî		
		(その他)					延床面積			_	
	所 在						家屋番号				
	種 類			構造			L	_		7	階
9		雕				_					
b	床面積	PA	m' •	階		•	階		ហាំ		
b	床面積	(その他)	m ·	階		•			mi		_
b	床面積備考		m •	階		•	延床面積	_	m		n
3) :	備 考			階					m		m

(B1)売買代金総額(第1条)										
			金	F						
		土地	代金	金	円					
建物代金								金	` 円	
(うち消費税額及び地方消費税額の合計額)								金	円	
(B2)手付金(第3条)	(B2)手付金(第3条) 契約締結時支払い							金	円	
(B3)中間金(第5条)	第1回	令和		年		月		日までに		P3
	第2回	令和		年		月		日までに		円
(B4)残代金(第5条)	0	令和	2	年	6	月	19	日までに	金	————— Pl

亮主宅建業者 土地建物公簿用 1/9 ②公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '2003

(C~F) その他約定事式	(c~	F)	その	他約	定事	頂
---------------	---	----	----	----	----	----	---

(C) 所有権移転・引渡し・登記手続きの日 (第6条)(第7条)(第8条)(第16条)	
(D) 令和 2 年度公租・公課分担の起算日 (第13条)	
(E) 違約金の額(売買代金の 20 %相当額) (第17条)	
(F) 反社会的勢力排除に係る違約金の額(売買代金の20%相当額) (第18条)	

(G)-1 融資利用の場合(第19条)

融資申込先		融資河	融資金額		
	令和	年	月	日までに	P
以下余白	令和	年	月	日までに	F
	令和	年	月	日までに	P
	令和	年	月	日までに	P
	令和	年	月	日までに	P

融資利用予定総額	B
融資未承認の場合の契約解除期限	

(G)-2 (第19条)

買主自主ローンの場合の融資利用に必要な書類の最終提出日	

建物の構造耐力上主要な部分等の状況について確認した事項

「建物の構造耐力上主要な部分」または「雨水の浸入を防止する部分」の	口有 確認資料:建物状況調査(の結果の概要(重要事項説明用)(別湯	重要事項説明用)(別添参照)				
仏沈について完主、 賀中の 双方がなー	資料作成者:	資料作成日: 令和	4E	В	8		
認した事項※	☑無 建物状況調査のうち、1年以内に実施						

不動産売買契約条項

(売買の目的物及び売買代金)

第1条 売主は、標記の物件(A) (以下「本物件」という。) を標記の代金(B1) をもって買主に売渡し、買主はこれを買受けた。

(売買対象面積)

第2条 売主及び買主は本物件の対象面積を標記面積(A)とし、実測面積との間に差異が生じても互いに異議を申し立てないとともに、売買代金増減の請求をしないものとする。

(手付)

- 第3条 買主は、売主に手付として、この契約締結と同時に標記の金額(B2)を支払う。
 - 2 手付金は、残代金支払いのときに、売買代金の一部に充当する。

(境界の明示)

第4条 売主は、買主に本物件引渡しのときまでに、隣地との境界を現地において明示する。

(売買代金の支払時期及びその方法)

第5条 買主は、売主に売買代金を標記の期日 (B3)、(B4)までに現金(振込送金を含む) 又は預金小切手で支払う。

(所有権移転の時期)

第6条 本物件の所有権は、買主が売買代金の全額を支払い、売主がこれを受領したときに、売主から買主に移転する。

(引渡し)

- 第7条 売主は、買主に本物件を標記の期日 (C) までに売買代金全額の受領と同時に引渡す。 (所有権移転登記の申請)
- 第8条 売主は、売買代金全額の受領と同時に、買主の名義にするために、本物件の所有権移転登 記申請手続きをしなければならない。
 - 2 所有権移転登記の申請手続きに要する費用は、買主の負担とする。ただし、本物件の売渡 しに要する所有権登記名義人の住所、氏名の変更登記に関する費用は、売主の負担とする。

(物件状況の告知)

第9条 売主は、本物件の状況について別添「物件状況確認書(告知書)」にて買主に告知するものとする。

(付帯設備の引渡し)

第10条 売主は、別添「付帯設備表(表1・表2)」のうち「有」と記したものを、本物件引渡し と同時に買主に引渡す。

(負担の消除)

第11条 売主は、本物件の所有権移転の時期までに、抵当権等の担保権及び賃借権等の用益権その 他買主の完全な所有権の行使を阻害する一切の負担を消除する。 (印紙代の負担)

第12条 この契約書に貼付する収入印紙は、原本所有の買主が負担するものとする。

(公租・公課の負担)

- 第13条 本物件に対して賦課される公租・公課は、引渡し日の前日までの分を完主が、引渡し日以降の分を買主が、それぞれ負担する。
 - 2 公租・公課納付分担の起算日は、標記の期日 (D) とする。
 - 3 公租・公課の分担金の清算は、残代金支払時に行う。

(収益の帰属・負担金の分担)

第14条 本物件から生ずる収益の帰属及び各種負担金の分担については、前条第1項及び第3項を 準用する。

(手付解除)

- 第15条 売主は、買主に受領済の手付金の倍額を現実に提供して、又買主は、売主に支払済の手付金を放棄して、それぞれこの契約を解除することができる。
- 2 前項による解除は、相手方がこの契約の履行に着手したとき以降はできないものとする。 (引渡し前の減失・損傷)
- 第16条 本物件の引渡し前に、天災地変その他売主又は買主のいずれの責めにも帰すことのできない事由によって、本物件が減失し売主がこれを引渡すことができなくなったときは、買主は売買代金の支払いを拒むことができ、売主又は買主はこの契約を解除することができる。
 - 2 本物件の引渡し前に、前項の事由によって本物件が損傷したときは、売主は、本物件を修補して買主に引渡すものとする。この場合、売主の誠実な修復行為によって引渡しが標配の 期日 (C) を超えても、買主は、売主に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。
 - 3 光主は、前項の修補が著しく困難なとき、又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、買主は、本物件の損傷により契約の目的が遊せられないときは、この契約を解除することができる。
 - 4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、売主は、受領済の金員を無利息で遅滞なく買主に返還しなければならない。

(契約不適合を除く契約違反による解除)

- 第17条 売主又は買主は、相手方がこの契約に定める債務を履行しないとき、自己の債務の履行を 提供し、かつ、相当の期間を定めて催告したうえ、この契約を解除することができる。
 - 2 前項の契約解除がなされた場合、売主又は買主は、相手方に標配の違約金(E)を請求することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の費めに帰することができない事由によるものであるときは、違約金の請求はできないものとする。
 - 3 前項の違約金に関しては、現に生じた損害額の多寡を問わず、相手方に増減を請求するこ

とはできないものとする。

- 4 違約金の支払いは、次のとおり、遅滞なくこれを行う。
- ① 売主の債務不履行により買主が解除したときは、売主は、受領済の金員に違約金を付加して買主に支払う。
- ② 買主の債務不履行により売主が解除したときは、売主は、受領済の金員から違約金を控除した残額をすみやかに無利息で買主に返還する。この場合において、違約金の額が支払済の金員を上回るときは、買主は、売主にその差額を支払うものとする。
- 5 買主が本物件の所有権移転登記を受け、又は本物件の引渡しを受けているときは、前項の 支払いを受けるのと引換えに、その登記の抹消登記手続き、又は本物件の返避をしなければ ならない。
- 6 本条の規定は、第20条に定める契約不適合による契約の解除には適用されないものとする。 (反社会的勢力の排除)
- 第18条 売主及び買主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反 社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - ④ 本物件の引渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - 2 売主又は資主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの 催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項④の確約に反した行為をした場合
 - 3 買主は、売主に対し、自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動 の拠点に供しないことを確約する。
 - 4 売主は、買主が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を 解除することができる。
 - 5 第2項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、第17条第2項の規定にかかわらずその相手方に対し、違約金(損害賠償額の予定)として標記の違約金(F) (売買代金の20%相当額)を支払うものとする。この場合の違約金の支払いについては、第17条第4項に準ずるものとする。

6 第2項又は第4項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(融資利用の場合)

- 第19条 買主は、この契約締結後すみやかに、標記の融資 (G) -1のために必要な書類を揃え、その申込手続きをしなければならない。
 - 2 標記の融資未承認の場合の契約解除期限 (G) -1までに、前項の融資の全部又は一部について承認を得られないとき、又、金融機関の審査中に標記の融資未承認の場合の契約解除期限 (G) -1 が経過した場合には、本売買契約は自動的に解除となる。
 - 3 前項によってこの契約が解除された場合、売主は、受領済の金員を無利息で遅滞なく買主に返還しなければならない。
 - 4 買主自主ローンの場合、買主は、融資利用に必要な書類を標記 (G) -2までに金融機関等に提出し、その提出書類の写しを売主に提出しなければならない。 買主が、必要な手続きをせず提出期限が経過し、売主が必要な催告をしたのち標記の融資未承認の場合の契約解除期限 (G) -1が過ぎた場合、あるいは故意に虚偽の証明書等を提出した結果、融資の全部又は一部について承認を得られなかった場合には、第2項の規定は適用されないものとする。

(契約不適合責任)

- 第20条 引渡された本物件が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき (以下「契約不適合」という。)は、買主は、売主に対し、本物件の修補を請求することが できる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、修補の方法に関し協議の申し入れをす ることができる。
 - 2 引渡された本物件に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社 会通念に照らして売主の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、買 主は、売主に対し、修補に代え、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。
 - 3 引渡された本物件に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除き、買主は、売主に対し、相当の期間を定めて本物件の修補を催告したうえ、この契約を解除することができる。
 - 4 賈主が前項に基づきこの契約を解除し、賈主に損害がある場合には、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、賈主は、売主に対し損害賠償を請求することができる。この場合、標記の違約金(E)の定めは適用されないものとする。
 - 5 引渡された本物件に契約不適合があるときは、買主は、売主に対し、相当の期間を定めて 本物件の修補を催告したうえ、損害賠償請求や契約解除によらずに、その契約不適合の程度 に応じて代金の減額を請求することができる。
- 6 買主は、本物件の引渡し後2年を経過するまでに売主に本物件に契約不適合がある旨を通知しなかった場合、本条に定める権利を行使できないものとする。

(諸規約の承継)

第21条 売主は、買主に対し、環境の維持又は管理の必要上定められた規約等に基づく売主の権利・ 義務を承継させ、買主はこれを承継する。

(協議事項)

第22条 この契約に定めがない事項、又はこの契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、民 法その他関係法規及び不動産取引の慣行に従い、売主及び買主が誠意をもって協議し、定め るものとする。

(管轄の合意)

第23条 この契約に関する訴訟・調停その他一切の紛争の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判 所と定めるものとする。

(特約条項)

第24条 別記特約条項のとおりとする。

売主宅建業者 土地建物公簿用 7/9 ②公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '2003

特約条項

・本物件は現況有姿及び公簿売買とします。

・本売買契約における司法書士は売主指定とします。

・後発的事象(物件引渡後の天災等)により生じた毀損に関しては契約不適合責任の適用外とします。

・売買代金および公租公課等の各種精算金の支払については、売主の指定口座への振込送金とし、振込用紙の控えをもって売主の領収書に代えることを了承するものとします。尚、振込手数料は買主の負担としま

・本物件周辺の土地建物は、第三者の所有であり、本物件の周辺環境・日影・眺望・通風・騒音・電波受信状況等は、将来の周辺土地建物の開発等において、変化することがあることを買主は承諾するものとします。 ・本物件は築32年を経過しており、屋根等の躯体・基本的構造部分や水道管、下水道管、ガス管、ポンプ等の諸設備及び付帯設備表に記載された付帯設備の状況については相当の自然損耗・経年変化が認められるところであって、買主はそれを承認し、それを前提として本契約書所定の代金で本物件を購入するものである。

・本契約以降において買主が追加リフォーム工事を希望した場合、売主がその工事に着手(工事材料を発注するなど)した時点で売主側の履行は着手されたものとし、手付解除は出来ず、本契約に定める違約金が発生するものとします。

・法令に基づく制限については重要事項説明時点における内容であり、将来法令・条例等の改正により、本物件の利用に関する制限が付加または緩和されることを、買主は承諾します。

・買主は本物件の周辺環境および近隣関係を確認した上で本物件を購入するものであり、将来周辺環境および近隣関係に変化が生じることを買主は承諾します。

・対象不動産のTVアンテナの設置、補修、整備またはブースターの設置が必要となる場合には買主の負担になります。また平成23年の地デジ移行後は買主様のご選択により費用などが異なります。なお、本物件が電波障害にかかる地域と判明した場合、共聴ケーブル(共有アンテナ)または有料ケーブル等を利用する必要があります。この場合、それにかかる費用(設備、新規加入料及び月々の受信料等)は買主の負担となります。

・消防法の改定(平成18年6月1日)により、すべての住宅に住宅用防災機器(火災警報器)の設置が義務付けられました。既存住宅については、各市町村条例の定めに従う必要があります。新たに火災警報器を設置する場合、その費用は買主の負担となることを、買主は承諾するものとします。

・区分所有建物の専有床面積または一戸建住宅の延べ床面積が登記簿面積50㎡未満の場合、もしくは建物の建築年数が引渡し時において20年(耐火建築物は25年)を超過し、かつ耐震基準適合証明書等の取得ができない場合は、買主の所得要件や居住要件等が適合していても、住宅ローン減税およびその他の特例等の税制優遇措置を原則受けられません。また、不動産取得税等の地方税に係る住宅税制の特例についても受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認下さい。

・買主は、本売買対象土地(以下、本件土地)を宅地として購入するものとします。将来において万一本件土地の地中から埋設物が発見された際、当該埋設物が要因で居宅の増改築や新築をする際の基礎工事が実施できない場合を除き、当該埋設物の撤去及び土地整備に係る費用等は買主の負担となります。また、敷地内で家庭菜園・造園等を行う場合、用途に適した土の入れ替え及び土のふるい等が必要となる場合があり、その費用は買主の負担となりますので予めご承知おきください。

・本物件は中古住宅(土地付建物)としての売買であり、売主は本売買対象土地(以下、本件土地)の地盤調査を行っておりません。本件土地の地盤調査を行う場合の費用は買主の負担となります。将来において建築物の増改築や新築をする際、依頼する住宅メーカーや工務店より地盤・地耐力調査を要求される場合があり、その結果によっては地盤補強工事等が必要となる場合があります。地盤補強工事については、建築する建物の構造・規模・重量及び依頼する住宅メーカーにより異なります。なお、増改築や新築の予定の有無にかかわらず地盤補強工事等の費用については買主の負担となりますので予めご承知おきください。

・対象不動産の鍵は、防犯上新しい鍵に交換されることをお勧めします。尚、鍵交換にかかる費用は、買主の負担となりますので予めご承知おき下さい。

・本物件のLPガス配管・給湯器・ガスコンロ等は、下記指定業者から無償貸与されており、本件土地建物売買契約の内容には含まれていません。お客様側で下記指定業者から変更する場合は、下記指定業者との使用契約を解約し、別途、他の業者との使用契約が必要になります。なお、以下の業者との解約が償却期間満了前になされる場合は費用が発生いたします。LP業者名:グッドライフサーラ関東㈱連絡先:松戸営業所(電話047-341-0714)

本契約において、令和2年5月25日までに買主の指定する金融機関より融資の承認が得られなかった場合、 買主は売主・仲介業者の斡旋する住宅ローンに申込むものとします。この場合、買主は標記の金融機関以 外にも審査の申込み等ができるものとし、これにより融資承認期日の延期が必要となる場合は、売主、買主 が協議の上、その期日を延期できるものとします。

・住宅ローン申込金額には諸費用部分も含んでおります。

以下余白

下記売主と下記買主は概配の物件の売買契約を締結し、この契約を証するため契約書1通を作成、売主及び買主が が原本、発主がその写しを保有する。 年 月 日 〈売 主〉 (免許証番号) (所在地) (商号) (代表者) (電話) 〈宅地建物取引士〉(登録番号) (氏 名) 〈買 主〉 (住 所) (氏 名) (住 所) (氏 名) この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。 (媒介業者) 〈媒介業者〉 (免許証番号) (免許証番号) () (所在地) (所在地) (商号) (商号) (代表者) (代表者) (電話) (電話) 〈宅地建物取引士〉 〈宅地建物取引士〉 (登録番号) (登録番号) ()第 (氏 名) (氏 名)

売主宅建業者 土地建物公簿用 9/9 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '2003

「署名押印のうえ	買主		
		280	
	-		
الكيف و	-		
6	*		
®	: 		
第	뮥		
Ð			
뮹			
•			